

「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期／自動運転（システムとサービスの拡張）／地方部における自動運転サービスの社会実装の実現並びにその恒久的実施に係る調査研究」に係る公募要領

2020年8月

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

ロボット・AI部

「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期／自動運転（システムとサービスの拡張）／  
地方部における自動運転サービスの社会実装の実現並びにその恒久的実施に係る調査研究」  
に係る公募について  
(2020年8月14日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という）は、2020年度から2021年度まで「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期／自動運転（システムとサービスの拡張）／地方部における自動運転サービスの社会実装の実現並びにその恒久的実施に係る調査研究」に係るプロジェクトを実施する予定です。このプロジェクトへの参加を希望される方は、本要領に従い御応募ください。

本プロジェクトは、政府予算に基づき実施するため、予算案等の審議状況や政府方針の変更等により、公募の内容や予算規模、採択後の実施計画、概算払の時期等が変更されることがあります。

## 1. 件名

「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期／自動運転（システムとサービスの拡張）／地方部における自動運転サービスの社会実装の実現並びにその恒久的実施に係る調査研究」

## 2. 事業概要

### (1) 背景

総合科学技術・イノベーション会議（以下、「CSTI」という。）は、「イノベーションに最も適した国」を創り上げていくための司令塔機能を強化する観点から、府省間の縦割り排除、産学官の連携強化、基礎研究から出口までの迅速化のためのつなぎ等により直接的に行動していくための予算として、2014年度から、「科学技術イノベーション創造推進費」（以下、「推進費」という。）を調整費として新たに創設し、内閣府に計上してきている。

国家的に重要な課題の解決を通じて、我が国産業にとって将来的に有望な市場を創造し、日本経済の再生を果たしていくことが求められているなか、「戦略的イノベーション創造プログラム」（以下、「SIP」という。）は、各府省の取組を俯瞰しつつ、更はその枠を超えたイノベーションを創造するべく、CSTIが、戦略的に鍵となる技術の開発等の重要課題の解決のための取組に対して、推進費を原資として、府省の枠にとらわれず自ら重点的に予算を配分するプログラムである。

SIP第2期は、当初計画を前倒しして、2017年度補正予算により2018年度より開始し、府省・産学官連携、出口戦略の明確、厳格なマネジメント等の優れた特徴を維持しつつ、国際標準化、ベンチャー支援等の制度改革の取組をさらに強化したものである。

SIP第2期において、CSTIは、取り組むべき課題として12分野を定めており、そのうちの一つである自動運転（システムのサービスの拡張）においては、自動運転に係る激しい国際競争の中で世界に伍していくため、自動車メーカーの協調領域となる世界最先端のコア技術（信号・プローブ情報をはじめとする道路交通情報の収集・配信などに関する技術等）を確立し、一般道で自動運転を実現するための基盤を構築し、社会実装することを内容としている。

自動運転サービスの社会実装については、自動運転による移動サービスや物流サービスの事業化に向けて、まずは現時点の技術レベルで一般道における自動運転による移動サービス

の導入が可能な地域として、他の交通が少ない地方部を念頭におき、道路の走行空間の確保、運行管理等の社会実装を行う上での課題を解決する。また、全国への横展開に向け、地方部における自動運転による移動サービスの導入ガイドラインの策定、自動運転車が走行する道路空間の基準の整備等を行う。このため地方自治体や関係事業者と連携して、自動運転による移動サービス等を継続的に運営可能なビジネスモデルの構築を念頭においた検証及び当該検証に必要な調査研究等を実施するものである。

## (2) 目的

自動運転サービスの恒久的実施に向けて、限定地域で開始している自動運転サービスを、全国の複数地域に社会実装を実現することを目的とする。また、社会実装初期において、地域の社会課題を解決しつつ、各種実証実験において共通課題とされてきた走行空間の確保解決策等を横展開し、事業として軌道に乗るための方策を検討することも目的とする。更に、これまでに策定した自動運転移動サービスに関するマニュアルを適宜更新し、最終目標である自動運転による移動サービス実用化の事例拡大に貢献する。

## (3) 事業内容

本プロジェクトの受託を希望される方は、以下の項目を確認し、御応募ください。

### a. 自動運転サービスの社会実装の実現に向けた検証環境に係る要件分析

#### i. 自動運転サービスに関する情報収集と分析

自動運転の技術開発、既存の公共交通システムなど、自動運転サービスの社会実装を恒久化するために必要な情報を収集・分析すること。情報収集にあたっては、概ね1年以内の最新動向について重点的に取り組むこと。

収集する情報は下記のとおり。

1. 国内外での地方部/過疎地における自動運転の実証実験や社会実装検証に関する情報
  - 実証実験および社会実装検証の目標や将来展望
  - 実証実験および社会実装検証の内容（実施期間、場所、実施主体、実施体制等、使用車両、走行ルート、運行スケジュール、路車連携技術の使用有無、運賃収集の有無等）
  - 各実証実験および社会実装検証の結果および明らかになった技術課題
2. 地方部/過疎地における公共交通システムの取り組みに関する情報
  - 過疎地等における公共交通システム（コミュニティバス、自家用有償旅客輸送、福祉サービス等）に関するサービスモデル、運行体制、課題等
3. その他車両技術動向など関連する情報

#### ii. 社会実装検証の要件定義

上述 i. で収集・分析した結果を踏まえ、下記項目 1 及び 2 それぞれについて社会実装において検証するため、社会実装の要件定義を行うこと。検証にあたって特定の地域・季節などの条件が求められる場合があるので、実装環境について類型化を行うなど、必要な検証内容

を網羅できるように要件定義すること。また、可能であれば各検証項目について社会実装期間中に複数の方法を試行するなど、比較検討できるようにすること。なお、自動運転サービスの実用化並びに恒久化に必要な事項として考えられるものがあれば、下記に限らず幅広く検討して差し支え無い。

検証する項目は下記のとおり。

1. 自動運転サービスの恒久化において必要とされる項目

(1) 公共交通や他車両との連携等、利用者ニーズを踏まえたルート・ダイヤ・乗り継ぎ方法等の設定

【具体例】

- ✓ 既存公共交通や他車両との乗り継ぎ方法、運行情報の共有などによる柔軟なルート設定
- ✓ 既存交通との乗り継ぎ、利用者のニーズを考慮したダイヤの自動設定、定時運航とオンデマンド運行の併用の可能性の検討

(2) 多角的な料金収受方法

【具体例】:

- ✓ 高齢割引、小人料金、定期券の設定等、地域の実情にみあった料金体系の適応性検証
- ✓ 貨客混載、貨物単独での輸送時における料金設定、料金の収受方法

(3) 運行状況把握・予約等の運用体制や運行管理システムの安定な運用の検討とシステムの検証

【具体例】:

- ✓ 既存の地域の組織・団体内における受付・運行管理の実施体制
- ✓ 車両や走行環境を維持するための体制
- ✓ 有限である地元利用者の環境下での運行管理の高度化、恒久的な運行管理のあり方

(4) 継続可能な事業性の検討

【具体例】:

- ✓ 移動販売等、他事業との連携や、災害時の搬送車両としての可能性、地域の見守りサービス等、付加価値を高める方策検討
- ✓ 地元利用及び地元外来訪者の利用促進における採算性確保手法
- ✓ 事業導入に際する導入側の手引きの検討
- ✓ 季節に応じた車内機器、補完電力等、自動運転を補完するインフラ整備の適応性検討

(5) 各種法令への対応

【具体例】:

- ✓ 道路運送事業や自家用有償旅客運送制度に係る各種対応
- ✓ 電磁誘導線等の自動運転インフラの道路付属施設としての管理方法、運営側の管理手法
- ✓ 自動運転専用区間の安全確保など、現行法で低コストの運用対応

## 2. 自動運転車の走行空間確保に関する項目

### (1) 路車連携技術等による走行空間の確保方策

#### 【具体例】

- ✓ ボラード・遮断機等の使用等による専用空間の確保適応性の検討
- ✓ 自動運転インフラと舗装等快適な走行環境の維持管理方法

### (2) 自律式では走行困難な区間での交通安全の確保方策

#### 【具体例】

- ✓ 路面標示等の活用による他の交通への注意喚起
- ✓ 待避所の設置等による他の交通との円滑な離合方法
- ✓ 季節に応じた自動運転専用区間の区間変更など、一般交通への影響配慮

### (3) 実装に向けた車と路の適切な役割分担のあり方

#### 【具体例】

- ✓ コスト面や技術開発動向を踏まえたインフラ整備のあり方

### (4) 周囲の交通との調和を図るために効果的なコミュニケーション方法(HMI)

#### 【具体例】

- ✓ 道路交通インフラを通じた周囲への注意喚起
- ✓ 車両からの音や光による周囲への注意喚起や情報提供

### (5) 走行環境の評価

#### 【具体例】

- ✓ 自動運転車の走行が容易／困難な走行環境条件の分析
- ✓ 通常走行環境と舗装劣化による影響分析
- ✓ 自動運転移動サービスの運行に資するルート設定方法

## b. 実証実験の実施

前述 a. ii.における検証項目について、下記のとおり自動運転車を用いた公道での実証実験を行い検証すること。

### i. 社会実装検証に関する項目

#### 1. 検証期間

上記 a. ii. 項目 1 の検証に必要な期間を決定し、検証実験を実施すること。なお、検証実験の実施期間は必ずしも連続した期間である必要はなく、必要に応じて途中で調整期間を設けることとしてよい。

#### 2. 実施箇所の選定

下記条件を全て満たすこと。

- 本件の実施にあたって、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた、実現可能性の高い事業計画を策定することができる。
- 地域において、将来的に移動サービスの担い手として期待される主体が存在し、本件の中心的な実施主体の1つとして連携体制を組むことができる。
- 現時点での自動運転の技術水準であっても、自動運転サービスの社会実装が可能と考えられる走行環境である。

- 本件の実施にあたって、地方公共団体等と連携体制を組むことができる。

ii. 長期実証に関する項目

1. 実証実験期間

上記 a. ii. 項目 2 の検証に必要な期間（1～2 ヶ月程度を想定）を決定し、実証実験を実施すること。なお、実証実験の実施期間は必ずしも連続した期間である必要はなく、必要に応じて途中で調整期間を設けることとしてよい。

2. 実施箇所の選定

上記 1 に挙げた条件を満たすことに加え、地域に応じた社会実装に繋がる課題の解決につながる新技術の導入を行うものであることを条件とする。

また、必須条件ではないが、過去に自動運転の実証実験等の取組が行われ、それらのデータを活用できる箇所を 1～2 箇所程度選定すること。

iii. 実証実験に関する共通項目

1. 実施体制

各実施個所での実施体制、運行体制については、安全確保を前提としつつ、採算性等にも配慮し、事業化を見据えた運行体制となるように留意すること。

実施箇所での社会実装の恒久化に向け、持続可能かつ地域自立的な運用体制を構築すること。

ルート・ダイヤをはじめ実施内容については適宜見直しを図り、地元ニーズに合致したサービスとなるよう最適化を図ること。また、事業としての持続可能性、採算性に最大限留意すること

2. 地域実験協議会の運営

社会実装検証の実施主体として、学識者、実施地域の地方公共団体、車両提供者、国土技術政策総合研究所、地方整備局、運輸局、警察、交通事業者、地域関係者等から構成される「地域実験協議会」を設立し、「社会実装検証の実施内容」全般について調整や検討を行うこと。なお、同様の協議会等が既に存在している場合、それらを本事業における地域実験協議会として設定して差し支え無い。

警察や交通事業者等との調整にあたっては、実施地域の地方公共団体および地方整備局の指導のもと、実施すること。

3. 実施内容

実施内容については、前述 a. ii.2 の検討結果を踏まえ、各実施箇所における検証項目を設定すること。検証項目に合わせ、実施期間、走行ルート、運行ダイヤ、使用する自動運転車両、アンケート等の評価内容および評価タイミング等を調整し、社会実装検証実施計画案を策定すること。策定にあたっては、地域実験協議会において特に十分に調整を行うこと。

実験に使用する自動運転車両について、車両の特性が、実施地域の走行環境やニーズに合致しているかどうか確認すること。また、乗客の快適性にも配慮し、防寒対策、熱中症対策等にも配慮すること。

#### 4. 安全管理

社会実装検証の実施にあたって、交通事故等が発生しないよう、十分に留意すること。実験地域の警察や地方公共団体などの関係者と事前に調整の上、安全確保のために必要な措置を講じ詳細な安全管理の計画、体制等を提案すること。特に、万が一の事故発生に備え、事故発生時に速やかに関係各所へ通知できる体制を構築すること。また、必要な各種保険に加入し、賠償等に備えること。なお、安全管理の計画内容については採択後に NEDO との協議に応じること。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るために現地等の対策に十分に留意すること。

#### 5. 地域住民への理解促進・社会的受容性の醸成

将来、事業を安全に継続的に行うことができるよう地域住民とのコミュニケーションを積極的に図り、ニーズや課題を吸い上げ改善に努めること。また、本施策での成果を他の地域にも展開できるよう社会的受容性に関する SIP 自動運転の他の施策関係者と連携を図り、効果の定量化や情報発信の強化等による自動運転に対する社会的受容性の醸成に努めること。

#### 6. 社会実装検証実施状況及び結果に係る分析・評価

検証結果について、各検証項目に合わせて結果をまとめ、今後の社会実装に向けた課題整理・解決方法の検討を行うこと。

具体的な評価内容（アンケート・ヒアリング項目等）については、地域実験協議会での指摘を反映させつつ、なるべく検証箇所横断的な評価・分析を行うため共通したフォーマットとなるよう調整すること。なお、アンケートの実施および集計については、ICT 技術を用いる等、速やかにかつ随時実施可能とする体制を整えること。

また、実施状況に合わせ、必要に応じて検証計画を見直すこと。具体的には、検証の途中経過を踏まえた各種改善（ニーズに合わせた運行スケジュールの変更、アンケート結果を踏まえた改善等）、地方公共団体や警察などからの要請を受けた変更、新型コロナウイルス感染症等の影響および地震・豪雨・台風などの自然災害による地方公共団体や地元団体との調整日程の変更等が想定される。

#### 7. 他実証実験地等との連携

他地域実証実験や同様のモビリティサービスを提供している現場の状況を把握するほか、他実証実験地等とのノウハウの共有や相乗効果を生み出す事を目標として、相互に情報を共有する仕組みを導入すること。

#### 8. 他事業で開発した運行管理システムの検証

2019 年度「自動運転・運転支援に係るアーキテクチャの設計及び構築のための調査研究/「地方部における自動運転サービス」地域における運行管理等システム構築に必要な要件定義等に向けた調査・研究」事業等で開発したシステムについて、各地の実情を考慮した上で、当該システムを利用したルート・ダイヤ等の柔軟な設定、その機能や運用手法、効果及びコスト等、社会

実装に必要な事項につき検討すること。尚、システムの運用に当たっては、上述の事業において必要なメンテナンスや修正、問合せ対応等必要なサポートを行うものとする。

iv. 検証実験データの収集と取り扱い

検証で収集したデータについてはデータマネジメント方針に従い、特に下記に相当するデータ（実際に取得する具体的なデータ名やデータの内容は提案すること）については、他社権利や機密および個人情報に係る問題が回避解決困難など合理的な理由がない限り、PJ 外提供自主管理データとしてデータマネジメントプランに反映し取り扱うこと。その他、事業実施中に得られたデータについて、NEDO と協議しデータマネジメントプランに反映すること。

なお、下記データのコンソーシアム等外への提供にあたっては、「自動走行に係る官民協議会」等において決定されるフォーマットを活用すること。

- ・ 走行環境に関するデータ
- ・ 自動運転が困難な状況に関するデータ
- ・ 事業性に関するデータ

c. 自動運転サービス導入マニュアル策定（更新）

上記 b. の検証実験の結果等を踏まえ、自動運転サービスの社会実装のためのマニュアルを取りまとめる。

マニュアル策定にあたっては、2018 年度「地方部における自動運転による移動サービス実用化に向けた環境整備」事業と 2020 年度「自動運転移動サービスの実用化並びに横展開に向けた環境整備」事業で策定（2021 年 1 月公開予定）する、移動サービス導入マニュアルの更新を行うとともに、様々なビジネスモデルを想定する充実した内容とするため、必要に応じて、検証実験実施箇所以外の地域における自動運転サービスの導入を想定した机上検討等も実施すること。

また、自動運転に関連する制度面などの検討が随時進められているので、最新の検討状況を反映させるように留意すること。

#### (4) 研究開発スケジュール

本事業では以下スケジュールを予定する。

以下を元の実現性を明確化したうえで計画を提案すること

～2020 年 11 月 自動運転移動サービスの実用化並びに横展開に向けた環境整備の実験環境構築の要件分析

～2021 年 1 月 検証実験実施に向けた準備(要件分析できた箇所から随時実施)

～2021 年 7 月 検証実験の実施（準備できた箇所から随時開始）

2021 年 2 月～8 月 実験結果の評価・分析

2021 年 6 月～8 月 自動運転サービス導入マニュアルの策定

2021 年 9 月 最終成果報告

### (5) 事業期間と事業規模

- ・実施期間：2020年度～2021年度（2021年9月30日 木曜日）まで
- ・事業規模：3.5億円以内  
契約額は、審査の結果及び国の予算の変更等により、申請額から減額することがあります。
- ・採択数：1件を予定します。

### 3. 応募要件

応募資格のある法人は、次の(1)～(16)までの条件、「研究開発計画」及び本公募要領に示された条件を満たす、単独又は複数で受託を希望する企業等とします。

- (1) 当該技術又は関連技術の研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要となる組織、人員等を有していること。
- (2) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤があり、かつ、資金及び設備等の十分な管理能力を有していること。
- (3) NEDO がプロジェクトを推進する上で必要とする措置を委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
- (4) 本事業を踏まえ、将来継続的に自動運転に係る事業を行う意志を有していること。
- (5) 検証実験に用いる自動運転車の調達見込みがあること。
- (6) 企業等が単独でプロジェクトに応募する場合は、当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有していること。
- (7) 研究組合、公益法人等が代表して応募する場合は、参画する各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有するとともに、応募する研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。
- (8) 当該プロジェクトの全部又は一部を複数の企業等が共同して実施する場合は、各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有しており、各企業等間の責任と役割が明確化されていること。
- (9) 当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について提案時に別添2：研究開発成果の事業化計画書の様式に従い、事業計画を提出すること。また、各実験地域の実験計画の決定時に、事業計画の見直しを行い報告すること。
- (10) 本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業等（大学、研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な場合は、国外企業等との連携により実施することができる。
- (11) 検証実験のPR映像撮影、報道機関への発信、SIP関係者による試乗会等に協力依頼を行う可能性があり、依頼を受けた際には協力できること。
- (12) SIP第2期自動運転に関連するワークショップやSIP成果発表会、イベントや広報活動などの情報発信時には、必要に応じて説明パネル及び英文資料等の作成、説明者派遣などに協力を行うこと。
- (13) SIP第2期自動運転で定期的を開催するWG及びTFにおいて進捗報告を実施し、適宜関係者と情報共有を図ること。
- (14) 導入マニュアルを含む関連資料のクレジット（策定監修者名や責任者名に相当する箇所）の

記載方法について NEDO から協議を求められた場合は、協議に対応できること。

- (15) 作成した導入マニュアルについては、NEDO に納品する成果報告書に全体を含めること。
- (16) 本研究開発または検証実験の実施状況について、実施計画策定において主要なシーンを設定したうえで、各 1 回ずつ動画撮影を行うこと。動画の撮影目的は実験状況の確認を主としたうえで各シーンにて必要な撮影時間や撮影ポイント等を検討すること。また、動画品質は FHD (1080p) 以上の解像度を想定する。撮影した動画データについては、NEDO に成果報告書の別添として納品すること。

#### 4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って提案書 15 部（正 1 部、副 14 部）を作成し、以下の提出期限までに原則郵送にて御提出ください。新型コロナウイルス感染症の影響により郵送による提出が困難となった場合は、「10. 問い合わせ先」まで必ず事前にご相談ください。提出方法や期日等を調整いたします。

（公募期間：2020 年 8 月 14 日（金）から 2020 年 9 月 14 日（月）

- (1) 提出期限：2020 年 9 月 14 日（月）正午必着  
締め切り日正午までに必着とします。また、「10. 問い合わせ先」まで電子メールによる受領確認をお願いいたします。

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、ウェブサイトにてお知らせいたします。

なお、NEDO 公式 Twitter をフォローいただきますと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを Twitter にて確認できます。

ぜひフォローいただき、御活用ください。

<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

- (2) 提出先： 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

ロボット・AI 部 SIP グループ 宛

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー19 階

※封筒に『「戦略的イノベーション創造プログラム (SIP) 第 2 期 / 自動運転 (システムとサービスの拡張) / 地方部における自動運転サービスの社会実装の実現並びにその恒久的実施に係る調査研究」に係る提案書在中』と朱書きのこと。

※e-Rad 上の登録が期限に間に合わない場合、必ず事前に NEDO 担当部に相談すること。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、提案書への押印が提出期限までに完了しない場合、全法人または一部法人が未押印の提案書も受け付けることとします。ただし提出期限日から 30 日以内押印した書類（表紙のみ）を提出すること。この際、提案内容は変更できません。

#### 5. 応募方法

- (1) 提案書の作成に当たって

- ・ 提案書のうち表紙、要約版、本文の記載様式は別添 1 を御参照ください。別添 2 に従って研究開発成果の事業化計画書を作成してください。

- ・ 提案書は日本語で作成してください。
- ・ 提案書の提出部数は、15部（正1部、副14部）です。
- ・ 別添1から5については、電子媒体（CD-R等）1部も提出してください。電子媒体の保存形式は、Word、Excel、PowerPointのいずれかとし、PDF形式での保存はご遠慮ください。

(2) 提案書に添付する書類

- ・ 提案書には次の資料又はこれに準ずるものを添付してください。
- ・ 会社案内（会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書）1部（提出先のNEDO部課と過去1年以内に契約がある場合は不要）
- ・ 直近の事業報告書1部
- ・ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）（3年分）1部
- ・ NEDOが提示した契約書（案）（本公募用に特別に掲載しない場合は、標準契約書を指します）に合意することが提案の要件となりますが、契約書（案）について疑義がある場合は、その内容を示す文書2部（正1部、副1部）
- ・ 研究開発責任者候補の研究経歴書及び主要研究員の研究経歴書（詳細は別添3を参照ください）
- ・ 若手研究者（40歳以下）及び女性研究者数の記入について
- ・ ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（詳細は別添4を参照ください）
- ・ NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票（詳細は別添5を参照ください。）
- ・ e-Radを用いる場合は、e-Rad応募内容提案書（詳細は(4)を参照ください。）
- ・ 国外企業等と連携している、又はその予定がある場合は当該国外企業等が連携している、若しくは関心を示しめしていることを表す資料
- ・ 提案書類受理票（詳細は別添6を参照ください。）

(3) 提案書の受理及び提案書に不備があった場合

- ・ 応募資格を有しない者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。
- ・ 提出された提案書を受理した際には提案書類受理票を提案者にお渡ししますので、あらかじめ別添6の「提案書類受理票」に会社名等御記入の上、送付してください。
- ・ 提出された提案書等は返却しません。  
提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。その場合は書類を返却します。

(4) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録

応募に際し、併せてe-Radへ応募内容提案書を申請することが必要です。連名の場合には、代表して一法人から登録を行ってください。詳細は、e-Radポータルサイトを御確認ください。

e-Radポータルサイト

<http://www.e-rad.go.jp/>

## 6. 秘密の保持

NEDO は、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿って定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提案書の添付資料「主要研究員研究経歴書 (CV)」については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 3 条の定めにより、採択先決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。

なお、e-Rad に登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

## 7. 委託先の選定

### (1) 審査の方法について

外部有識者による採択審査委員会と NEDO 内の契約・助成審査委員会の二段階で審査します。

契約・助成審査委員会では、事前審査の結果を踏まえ、NEDO が定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。必要に応じてヒアリング審査や資料の追加等をお願いする場合があります。

なお、委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

### (2) 審査基準

#### a. 採択審査の基準

- i. 提案内容が基本計画の目的、目標に合致しているか（不必要な部分はないか）
- ii. 提案された方法に新規性があり、技術的に優れているか
- iii. 共同提案の場合、各者の提案が相互補完的であるか
- iv. 提案内容・研究計画は実現可能か（技術的可能性、計画、中間目標の妥当性等）
- v. 応募者は本研究開発を遂行するための高い能力を有するか（関連分野の開発等の実績、再委託予定先等を含めた実施体制、優秀な研究者等の参加等）。
- vi. 応募者が当該研究開発を行うことにより国民生活や経済社会への波及効果は期待できるか（企業の場合、成果の実用化・事業化が見込まれるか。大学や公的研究開発機関等で、自らが実用化・事業化を行わない場合には、どの様な形で製品・サービスが実用化・事業化されることを想定しているか。）
- vii. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（平成 28 年 3 月 22 日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第 24 条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、

次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースユール認定企業）に対しては加点評価されることとなります。

#### viii. 総合評価

なお、採択審査における v. 応募者の能力、vi. 事業化による波及効果の評価については、中堅・中小・ベンチャー企業が直接委託先であり、研究開発遂行や実用化・事業化にあたっての重要な役割を担っている場合に加点します。

また、若手研究者（40歳以下）や女性研究者が研究開発責任者もしくは主要研究者として登録され、当該研究者の実績や将来性等を加味した提案になっている場合に加点します。

#### b. 契約・助成審査委員会の選考基準

次の基準により委託予定先を選考するものとする。

##### i. 委託業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。

1. 開発等の目標が NEDO の意図と合致していること。
2. 開発等の方法、内容等が優れていること。
3. 開発等の経済性が優れていること。

##### ii. 当該開発等における委託予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。

1. 関連分野の開発等に関する実績を有すること。
2. 当該開発等の行う体制が整っていること。  
（再委託予定先等を含む。なお、国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特に NEDO の指定する相手国の研究開発支援機関の支援を受けようとしている（または既に受けている）場合はその妥当性が確認できること。）
3. 当該開発等に必要な設備を有していること。
4. 経営基盤が確立していること。
5. 当該開発等に必要な研究者等を有していること。
6. 委託業務管理上 NEDO の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

なお、委託予定先の選考に当たって NEDO は、以下の点を考慮します。

1. 優れた部分提案者の開発等体制への組み込みに関すること。
2. 各開発等の開発等分担及び委託金額の適正化に関すること。
3. 競争的な開発等体制の整備に関すること。
4. 一般社団法人若しくは一般財団法人又は技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。

#### (3) 委託先の公表及び通知

##### a. 採択結果の公表等

採択した案件（実施者名、事業概要）は NEDO のウェブサイト等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

##### b. 採択審査員の氏名の公表について

採択審査員の氏名は、採択案件の公開時に公開します。

c. 附帯条件

採択に当たって条件（提案した再委託は認めない、他の機関との共同研究とすること、再委託研究としての参加とすること、NEDO 負担率の変更等）を付す場合があります。

(4) スケジュール

2020 年

8 月 14 日： 公募開始

9 月 14 日： 公募締切

9 月下旬（予定）： 採択審査委員会（外部有識者による審査）

10 月上旬（予定）： 契約・助成審査委員会

10 月中旬（予定）： 委託先決定、公表、契約

## 8. 留意事項

(1) 契約および委託業務の事務処理について

新規に業務委託契約を締結するときは、最新の業務委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、NEDO が提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。なお、委託業務事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDO が運用する「NEDO プロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことが必須になります。利用に際しては利用規約

(<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>) に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

【参考】

・ 委託事業の手続き：約款・様式 <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>

・ 委託事業の手続き：マニュアル <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

(2) 研究開発独立行政法人から民間企業への再委託

研究開発独立行政法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりません。

(3) 研究開発計画の見直しや中止

- ・ 「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）自動運転（システムとサービスの拡張）研究開発計画」（令和 2 年 5 月 14 日）の第 4 項「知財及び評価に関する事項」に従い、研究開発の途中段階にて実施内容の見直しや研究開発を中止する場合があります。
- ・ ステージゲート方式の採用により、研究開発の途中段階にて実施内容の見直しや研究開発を中止する場合があります。

(4) 事業化計画書

契約締結後に業務委託契約約款第 27 条第 2 項又は共同研究契約約款第 29 条第 2 項に該当する事象が生じた場合は、速やかに「研究開発成果の事業化計画書」（別添 2）を変更し提出していただきます。

(5) 戦略的イノベーション創造プログラム第2期の要件

戦略的イノベーション創造プログラム第2期の要件として以下の項目が求められています。  
提案内容・研究計画は当該項目を考慮して作成ください。

- ① Society5.0の実現を目指すもの。
- ② 生産性革命が必要な分野に重点を置いていること。
- ③ 単なる研究開発だけではなく社会変革をもたらすものであること。
- ④ 社会的課題の解決や日本経済・産業競争力にとって重要な分野
- ⑤ 事業化、実用化、社会実装に向けた出口戦略が明確（5年後の事業化等の内容が明確）
- ⑥ 知財戦略、国際標準化、規制改革等の制度面の出口戦略を有していること。
- ⑦ 府省連携が不可欠な分野横断的な取り組みであること。
- ⑧ 基礎研究から事業化・実用化までを見据えた一貫通貫の研究開発
- ⑨ 「協調領域」を設定し「競争領域」と峻別して推進（オープン・クローズ戦略を有していること。）
- ⑩ 産学官連携体制の構築、研究開発の成果を参加企業が実用化・事業化につなげる仕組みやマッチングファンドの要素をビルトイン

・マッチングファンドの要素について

戦略的イノベーション創造プログラム第2期の要件として、マッチングファンドの要素が求められていることから、採択後については毎年度、民間からの自己投資負担額の提出を求める可能性があります。

(6) 研究開発責任者候補研究経歴書及び主要研究員経歴書の記入

本プロジェクトを実施する際の研究開発責任者候補と、「各事業項目の責任者となる登録研究員」及び「各事業項目を超えて統括責任者となる登録研究員等」となる主要登録研究員について、研究経歴書に記載していただきます。詳細は別添3を御覧ください。

(7) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

提案書の実施体制に記載される委託先について、女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定・プラチナくるみん認定）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）の状況を記載していただきます。詳細は別添4を御覧ください。

(8) NEDO 研究開発プロジェクトの実績調査票の記入

過去に実施した NEDO の研究開発プロジェクトの成果について調査票に記載していただきます。詳細は別添5を御覧ください。

なお、本調査は採択審査に活用しますので、必ず御提出をお願いいたします。

(9) 追跡調査・評価

研究開発終了後、本研究成果についての追跡調査・評価に御協力いただく場合があります。

(10) 知財マネジメント

- ・ 本プロジェクトの知財に関しては「戦略的イノベーション創造プログラム (SIP) / 自動

運転（システムとサービスの拡張）研究開発計画」（令和 2 年 5 月 14 日）の第 4 項「知財及び評価に関する事項」及び戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第 2 期／自動運転（システムとサービスの拡張）知的財産権取扱規程を参考に、適切な管理を行います。

- ・ 本プロジェクトでは、産業技術力強化法第 19 条（日本版バイ・ドール規定）が適用されます。
- ・ 本プロジェクトの成果である特許等について、「特許等の利用状況調査」（バイ・ドール調査）に御協力をいただきます。

#### (11) データマネジメント

- ・ 本プロジェクトはデータマネジメント基本方針のうち【委託者指定データを指定しない場合】を適用します。詳細は、別添 8 を御覧ください。

#### (12) 標準化への対応

- ・ 市場や技術の特性や、戦略・ビジネスモデルに合致すれば、技術開発成果の ISO・IEC 等の国際標準化を積極的に取り組んでいただきます。

#### (13) 「国民との科学・技術対話」への対応

本事業を受託する事業者は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下、「国民との科学・技術対話」という）に関する直接経費の計上が可能です。本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

なお、本事業以外で自主的に本活動に取り組むことは妨げませんが、間接経費を活用して本活動を行った場合は実績報告書への記載等（本活動に係る事項のみで結構です）により NEDO に報告してください。

#### 【参考】

平成 22 年 6 月 19 日総合科学技術会議

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

#### (14) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2）に基づき、NEDO は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください：経済産業省ウェブサイト  
[http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御覧ください：NEDOウェブサイト  
[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

- a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合
- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
  - ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDO との契約締結や補助金等の交付を停止します。  
(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大6年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
  - iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者(善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。)に対し、NEDO の事業への応募を制限します。  
(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1～5年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。)
  - iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にもi～iiiの措置を講じることがあります。
  - v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名(研究者名)及び不正の内容等について公表します。

- b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

#### (15) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3)

及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、NEDO は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト

[http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDO ウェブサイト

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

- a. 本事業において不正行為があると認められた場合
  - i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
  - ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。  
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間)
  - iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。  
(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間)
  - iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
  - v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。
- b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合  
国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。  
なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。
- c. NEDO における研究不正等の告発受付窓口  
NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び

通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール： [helpdesk-2@ml.nedo.go.jp](mailto:helpdesk-2@ml.nedo.go.jp)

ウェブサイト： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

(16) 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動

2020年度以降の新規契約について、大学又は国立研究開発法人等で雇用される40歳未満(40歳となる事業年度の終了日まで)の若手研究者による当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動の実施を可能とします。

なお、採択決定後、大学又は国立研究開発法人等は、実施計画書に予めその旨を記載し、その実績を従事日誌又は月報等により当機構に報告することになります。

(17) 博士課程後期(学生)のRA(リサーチアシスタント)等への雇用

第3期、第4期及び第5期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程(後期)学生に対する経済的支援を充実すべく、「博士課程(後期)在籍者の2割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」ことが数値目標として掲げられています。

内閣府 科学技術基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index5.html>

本プロジェクトにおいても、博士課程後期(学生)のRA(リサーチアシスタント)等の研究員登録が可能であり、本プロジェクトにて、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本プロジェクトを通じて知り得る秘密情報を取り扱う博士課程後期(学生)は、NEDOと契約を締結する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があり、本プロジェクトに直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

(18) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、採択決定後、別添9のとおりNEDOとの関係に係る情報をNEDOのウェブサイトで公表することがありますので御了知ください。なお、本公募への応募をもって同意されたものとみなします。

(19) 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制\*が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

\*我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可

が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- c. 本委託事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。委託契約締結時において、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。なお、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。
- d. 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。
- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般） <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>  
(Q&A <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html> )
  - ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
  - ・ 一般財団法人安全保障貿易センター <http://www.cistec.or.jp/>
  - ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）  
[http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)

## (20) 重複の排除

国（国立研究開発法人等を含む）が助成する他の制度（補助金、委託費等）において、過去実施した事業または現在実施中の事業と今回提案された事業が、同一の提案者による同一の研究開発課題（配分される研究開発の名称及びその内容をいう。）と判断された場合、採択は行いません。

## (21) 研究開発資産の帰属・処分について

### ①資産の帰属

委託業務・共同研究業務（企業・公益法人等が委託先・共同研究先の場合）を実施するために購入し、または製造した取得資産のうち、取得価額が50万円（消費税込）以上、かつ法定耐用年数が1年以上の資産については、NEDOに所有権が帰属します。（約款第20条第1項）

\*委託先・共同研究先が、国立研究開発法人等（国立研究開発法人、独立行政法人）、大学等（国公立大学、大学共同利用機関、私立大学、高等専門学校）、地方独立行政法人の場合には、資産は原則として委託先・共同研究先に帰属します。

### ②資産の処分

委託先は、業務委託契約に基づき委託事業期間終了後、有償により、NEDO帰属資産をNEDOから譲り受けることとなっています。その際の価額は、事業終了日の残存価額となります。（約款第20条の2第1項・第3項）

## 9. 説明会の開催

新型コロナウイルス感染症による影響を考慮し、説明会は中止いたします。公募説明会で説明予定であった資料を掲載するとともに、本事業の内容及び契約に関する質問等は、公募要領10. 問い合わせ先においてお受けいたします。

## 10. 問い合わせ先

本公募に関するお問い合わせは、下記まで E-mail にてお願いします。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

ロボット・AI部（小谷、伊藤、田中）

E-mail : sipadus\_publicoffering@nedo.go.jp

## 関連資料

資料1：公募要領

資料2：戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）自動運転（システムとサービスの拡張）研究開発計画

資料3：令和2年度戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）の実施方針

資料4：科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針

資料5：戦略的イノベーション創造プログラム運用指針

別添1：提案書作成上の注意、表紙、要約版、本文

別添2：研究開発成果の事業化計画書

別添3：研究開発責任者候補及び主要研究員研究経歴書の記入について

別添4：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について

別添5：NEDO 研究開発プロジェクトの実績調査票の記入について

別添6：提案書類受理票

別添7：戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期／自動運転（システムとサービスの拡張）知的財産権取扱規程

別添8：NEDO プロジェクトにおけるデータマネジメントに係る基本方針

別添9：契約に係る情報の公表について

別添10-1：戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期／自動運転（システムとサービスの拡張）に関する知的財産権移転等に関する特別約款

別添10-2：戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期／自動運転（システムとサービスの拡張）に関する知的財産権移転等に関する特別約款（大学・国立研究開発法人等用）